

揚水設備とは

動力を用いて地下水（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）による温泉を除く。）を採取するための設備であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計。）が 6 平方センチメートルを超えるもの（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。